

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年2月17日(火) 午後1時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原健二副委員長・田村継委員・尾崎貴夫委員・橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月13日)から付託された事件(議案5件)
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時30分 散会 午後1時48分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年2月17日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 5 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第 2 号「令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 予算資料 108 ページ、第 1 目「財政調整基金繰入金」についてお伺いします。この度の補正予算のほうではマイナス 6,462 万 5,000 円ほど減額し、合計 0 円となっていますが、これは基金の取り崩しが不要になったという解釈でよろしいでしょうか。

保険管理班長 委員おっしゃるとおり、基金の取り崩しが不要になったということでございます。令和 6 年度決算による繰越金の確定によりまして、歳入予算を組み替えたものです。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）そのほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 2 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 号「令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を

行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:33 —

— 再開 13:34 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第3号「令和7年度長門市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 ちょっとスピードをゆっくりさせていただきまして、予算資料ページ126から127ページ、第1目「介護認定審査会費」、事業コード010、こちらのほうが減額532万8,000円ですかね、この減額の理由をまずお伺いいたします。

高齢福祉課長 当初予算策定時は介護認定審査会の開催数を月8回見込んでおりましたが、介護認定審査会委員の改選にあたって、各団体との協議、調整を行いました。その中で、開催数を月6回というふうになりましたことから、委員報酬に不用額が生じたものであります。また、介護認定申請件数が当初の見込みを下回ったことにより、主治医意見書作成手数料と介護認定調査委託料に不用額が生じたためです。

田村委員 では、介護認定審査会の件数が減ったためとのことで承りました。令和6年度は、月8回開催したと前回ちょっとお伺いしたんですけれども、このペースでいくと1件あたり、令和6年は1回の審査会で何件扱ったのか。令和7年度、6回に減って何件ほど扱うようになったのかをお伺いします。

高齢福祉課長 昨年度までは、1会議体あたり28件ほどやっておりましたが、現在は32件程度となっております。また、認定期間というか、介護認定に至るまでの日数削減のために、件数に関わらず、委員さんには大変ご負担にはなっているかと思っておりますけれども、認定審査会の件数を32回程度としておりますけれども、数にこだわらず出来次第やるということで、今認定の短縮に努めているところです。

田村委員 では、ちょっともう一度数の確認をさせていただきますが、令和6年度、月8回やって1件あたり28件ということですので、月あたり約224件審査されていた。今現在は、一月6回開かれて32件ほど担当されているので、196回やった。まず、こ

の数の認識でお間違いないでしょうか。ちょっと振れ幅はあると思いますが、大体お間違いがないか、お願いいたします。

高齢福祉課長 ちょっと数のことにつきましては、事前にちょっと言われてなかったんで今数字は持っておりませんが、単純計算すればそのようになろうかと思えます。

田村委員 では、この件は最後、ちょっと副市長に今一度でお伺いさせていただきます。私のほうからは以上です。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 3 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

田村委員 では、副市長についてお伺いします。すみません、ちょっとお待ちくださいね。ごめんなさい、ちょっとだけお時間いただきますね、申し訳ない。では、令和 7 年 6 月に、この介護認定の遅れに対するところでの一般質問があったかと思えます。介護保険 27 条 2 号によると、30 日以内に、請求があつてから 30 日以内に認定を下さないといけないというところを、長門市は平均 50 日以上かかるというところの一般質問があったかと思えます。その中で、江原市長のほうがこのように答弁されていらっしゃる。個人的な経緯と市長自身のご本人の思いから、30 日を超えた記憶があり、待っている市民がいることを認識しているだけでなく、医師会の協力も得ながら調査員の体制化を進めていき、30 日以内の遵守に向けて日々努力していくというふうにおっしゃっています。ただ、先ほどの答弁では、審査会で扱う件数のほうは大体 30 件前後減っているかと思えます。介護保険の認定は、当然この認知審査が終わらないと進まないものです。副市長についてお伺いします。副市長は、この審査件数の増減、減少があったことによって、まず長門市民の福祉の増進につながっているのかをイエスカノーでまずお答えいただいて、副市長としてどのような思いを持っていらっしゃるのかをお伺いいたします。

副市長 イエスカノーかというお問い合わせでございますけれども、先ほど担当課長がご説明したように、この 8 回から 6 回というのは、審査員の皆様、日々のお仕事にお忙しい中で、この審査員の更新にあたり、何とか月 6 回にしてもらえないかという形で調整されたものと伺っております。ただ、このことによって認定の度合い、市民福祉の向上というものが図られなかったのかということについては、そういうことは絶対あってはならないと思っています。ですから、市長も答弁申し上げたように、日々この短縮に向けて、医師会の協力も得ながら努力をしていくと、そういうことをお答え申し上げました。したがって、この回数増減のみをもって、私がイエスカノーかというお答えをすることは差し控えさせていただきますと思います。ただ、この回数減の中にあっても、先ほど担当課長が申し上げたように、急ぐべきところは急ぐ、6 回というのにこだわらず、急ぐものは臨時に開会してでも短縮に努めるというふうに申し上げたと思えますけれども、その方向で私ども市としては取り組んでまいるとのことだけは申し上げておきたいと存じます。

ひさなが委員長 そのほかございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:42 —

— 再開 13:43 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 5 号「令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算(第 4 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

上下水道局長 それでは、補足説明をさせていただきます。提出議案概要にも記載しておりますが、老朽管布設替工事及び市が水源開発のために参画しております県営大河内川ダム建設事業において、国の補正に伴う事業採択を受けたため、資本的支出について、工事請負費として耐震化を目的とした老朽管布設替工事 2,130 万円、ダム負担金として本市の実質負担割合 0.7 パーセント相当の172万 9,000 円を計上し、収入については、支出の財源として企業債及び出資金については 3 分の 1 相当分を、国庫補助金については内示額を計上しております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 では、先ほど申し上げてもらったんですが、予算書 4 ページ、資本的支出 2,130 万円ですね。こちらのほうの資本的支出の対象の路線、地区等をお伺いいたします。

水道班長 対象路線につきましては、東深川中山区でございます。路線名は、市道中山 1 号線、延長 250 メートル、布設替口径内径 75 ミリメートル、工法につきましては開削による水道配水用ポリエチレン管の布設でございます。

田村委員 年度内の発注や工期のプロセスがわかればお伺いいたします。

水道班長 今年度内に発注準備を行い、令和 8 年度の早期の発注により令和 8 年 12 月の完成を見込んでおります。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 5 号は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 6 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、補足説明をさせていただきます。提出議案概要にも記載しておりますが、今回の補正は資本的収入及び支出において、国の補正に伴う農業集落排水建設改良費の増額及びそれに伴う資本的収入の企業債及び国庫補助金を増額し、令和 6 年度決算において 1,129 万 2,000 円の繰入金の余剰額が生じたことにより、資本的収入の出資金を減額調整したものであります。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 13:48 —